

みやこ
京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図るため、京都市生物多様性プラン（2021-2030）（以下「プラン」という。）に基づき、京都らしさを支えてきた生きものの保全、再生及び持続可能な利用の取組を実施する者を認定する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体とは、京都市内に事務所等を有する事業者、活動団体、大学・研究機関、学校等のほか、京都市民等による地域の課題を解決する活動を行う組織又はこれに準ずるものをいう。
- (2) 個人とは、京都市内に居住する市民で本制度に取り組む者をいう。

(認定の対象)

第3条 認定の対象者は、次の各号のいずれにも該当する活動を京都市において積極的に実施する団体又は個人とする。

- (1) プランに掲げる 2030 年度目標 1 「京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る」の達成に資すること。
- (2) 継続した取組が期待できること。

(申請)

第4条 認定を受けようとする者は、別に定める方法により申請を行う。

(認定)

第5条 市長は、団体から申請があったときは、別に定める方法により、認定を決定し、通知しなければならない。

2 市長は、個人から申請があったときは、別に定める方法により、認定を決定し、通知しなければならない。

(認定された団体及び個人の責務)

第6条 前条第1項及び第2項により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、第4条で申請した取組（以下「プロジェクト」という。）の実施に際し、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 第4条の申請内容に基づき、プロジェクトを推進すること。
- (2) プロジェクト内容を見直す必要が生じたときは、前号の規定にかかわらず、必要な措置を講じること。
- (3) 本市の情報発信に積極的に協力すること。

(本市の役割)

第7条 本市は、認定者に対し、プロジェクトの実施に係る情報提供等、認定者によるプロジェクトの実践及び継続を支援する。

2 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項により認定を受けた者に専門家を派遣することができる。

3 前項に規定する専門家の派遣は、一の認定につき4回を上限とする。

4 市長は、個人から第4条の申請があったときは、別に定める育成講習会を開催しなければならない。

(申請事項の変更等)

第8条 認定者は、第4条の申請の内容を変更し、又は廃止するときは、別に定める方法により届け出なければならない。ただし、認定者が新たな種の保全・再生を目指す取組を実施し、認定を受けようとするときは、第4条の規定による申請をしなければならない。

(情報の非公開)

第9条 市長は、プロジェクトに関する貴重な植物及び動物に係る生育及び生息に関する情報であって、公にすることにより種の保全及び良好な環境の保全の支障となるおそれがあると認められる場合は、当該情報を公開しないことができる。

(補則)

第10条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局環境企画部環境保全創造担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年9月16日から施行する。

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、環境政策局長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。